

地震に強い家を応援します！

宇部市では、地震に強い安心で安全なまちづくりを促進するため、木造住宅に対し無料で耐震診断員の派遣や、耐震改修等工事にかかる費用の一部を補助するなど、木造住宅の耐震化を支援しています。



無料

耐震診断員を派遣します

最高100万円

耐震改修の工事費用に補助します

最高50万円

除却工事費用に補助します

税金もお得！

所得税特別控除と固定資産税の減額措置

詳細は、裏面または宇部市公式ウェブサイトをご覧ください。

お申込み
お問い合わせ

宇部市建築指導課

TEL : 0836-34-8434 / FAX : 0836-22-6013

宇部市 耐震補助



HPIはこちら！

1 無料で耐震診断員を派遣します

- (1) 対象：昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅
- (2) 募集期間：令和6年5月13日～令和6年11月29日
- (3) 募集戸数：10戸

2 耐震改修の工事費用に補助します

- (1) 対象：昭和56年5月31日以前に着工された耐震性のない一戸建ての住宅
- (2) 募集期間：令和6年5月13日～令和6年11月29日
- (3) 募集戸数：1戸
- (4) 補助金額：工事費の80%（補助限度額：100万円）

3 除却工事費用に補助します

- (1) 対象：昭和56年5月31日以前に着工された耐震性のない一戸建ての住宅を
除却し、居住誘導区域に住み替えされる方
- (2) 募集期間：令和6年5月13日～令和6年11月29日
- (3) 募集戸数：2戸
- (4) 補助金額：工事費の23%（補助限度額：50万円）

4 耐震改修促進税制について

- (1) 所得税の特別控除
 - 期間：令和5年12月31日までの工事
 - 用途：自己の居住用の住宅
 - 工事内容：昭和56年5月31日以前に建てられた家屋を建築基準法に基づく
現行の耐震基準に適合させるための工事
（居住者が行う工事に限る）
 - 控除額等：改修費用と当該改修に係る標準的な工事費相当額のいずれか
少ない金額の10%の額（25万円が上限）
- (2) 固定資産税の減額措置
 - 対象家屋：昭和57年1月1日以前に建てられた住宅
 - 工事内容：現行の耐震基準に適合させるための工事で工事金額が50万円
超の工事
 - 減額内容：最大で1年間、改修家屋の固定資産税の1/2を減額（ただし、
1戸あたり120㎡相当分までを限度とする）
 - 減額期間：1年間（令和8年3月31日までの工事）
 - その他：改修工事完了後3か月以内に申告が必要となります。詳しくは
宇部市資産税課（TEL：34-8195）までお問い合わせください。

5 耐震改修工事等を依頼する事業者を探す場合には…

県が開催した「木造住宅の耐震診断・耐震改修技術講習会修了者名簿」を宇部市住宅政策課の窓口に設置しています。

また、山口県公式ウェブサイトで閲覧が可能です。

山口県 耐震診断員 名簿

